

会議録

会議の名称	令和7年度第2回枚方市社会福祉審議会 児童福祉専門分科会 児童福祉施設認可審査部会
開催日時	令和8年2月9日（月） 午前10時00分～
開催場所	枚方市役所 第3分館 第4会議室
出席者	会長：大西 雅裕 副会長：川北 典子 委員：奥田 かずえ、木上 宗則、岸本 和代
欠席者	なし
案件名	(1) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施に伴う認可（令和8年4月）について 1 ひかりのみねこども園（幼保連携型認定こども園） 2 第2長尾保育園（幼保連携型認定こども園） 3 楠京阪幼稚園（幼稚園） (2) 幼保連携型認定こども園への移行に伴う認可について（報告）
提出された資料等の名称	資料1 乳児等通園支援事業認可申請書及び添付資料 参考資料1 関係法令等抜粋 参考資料2 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）制度概要 参考資料3 市内施設位置図
決定事項	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施に伴う認可3件に係る意見を聴取した。
会議の公開、非公開の別及び非公開の理由	非公開 「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの」が含まれるため。
会議録の公表、非公表の別及び非公表の理由	公表
傍聴者の数	—
所管部署（事務局）	枚方市 子ども未来部 私立保育幼稚園課

審 議 内 容

【会長】

ただ今から、令和7年度第2回 枚方市社会福祉審議会 児童福祉専門分科会 児童福祉施設認可審査部会を開会いたします。それでは、冒頭、事務局からお願いします。

【事務局】

皆さま、本日はご出席いただき誠にありがとうございます。枚方市子ども未来部 私立保育幼稚園課 課長の奥村でございます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

会議の開催にあたりまして、子ども未来部長の田中よりご挨拶申し上げます。

(田中部長 挨拶)

【会長】

ありがとうございます。それでは、事務局から委員の出席状況をお願いします。

【事務局】

本日の委員の出席状況ですが、委員5人のうち、4名の委員にご出席いただき、過半数を超える出席がありますので、「枚方市社会福祉審議会 条例」第7条第3項の規定に基づき、本審査部会が成立していることをご報告させていただきます。なお、おひとかた到着が遅れるとの連絡を受けております。本日は令和7年度第2回目の開催となり、委員の皆様方に異動はございません。どうぞよろしくお願いいたします。また、事務局職員については机上の配席図をもって、紹介に替えさせていただきます。ご了承ください。

なお、本審査部会の庶務につきましては、私立保育幼稚園課が担当しますので、よろしくお願いいたします。

【会長】

ありがとうございます。本日の審査部会は12時までの終了を予定しています。円滑な議事進行に努めたいと思いますので、ご協力の程よろしくお願いいたします。それでは、事務局から案件の概要説明と資料の確認をお願いします。

【事務局】

(次第に基づき、案件の概要説明および資料の確認)

【会長】

続きまして、会議の運営事項について、事務局に説明を求めます。

【事務局】

(参考資料1に基づき、会議の運営事項について説明)

【会長】

ただいま、事務局から、会議の運営事項について説明がありました。会議の公開・非公開、会議録の取扱いについては、会議の案件により、その都度会議の冒頭に諮っております。

なお、本日の案件については、まだ広く公表されていない情報を取り扱うことから、会議は非公開とすることが適当であるとのことです。会議を非公開とするのが妥当と考えますが、皆様いかがでしょうか。

(異議なし)

【会長】

それでは、会議については、非公開と取り扱わせていただきます。

次に、本日の会議録ですが、各委員からの発言について、非公開部分を削除するなどして公表することが妥当であると考えます。また、より活発な意見交換を行うため、委員名については会長、委員と記載することにはどうかと考えますが、皆様、いかがでしょうか。

(異議なし)

【会長】

それでは、会議録については、そのように取り扱わせていただきます。

また、事務局から説明があったように、こども誰でも通園制度の認可に関する事項の審査については、本認可審査部会の所管事務となっております。なお、各施設の認可については、児童福祉法等の規定に基づき、市の責任において決定されますが、それに当たっては、本認可審査部会に事前に意見を聴かなければならないこととされております。委員の皆さんにおかれましては、それぞれの専門的な見地から、ご意見、ご質問をいただき、令和8年度から新たに実施するこども誰でも通園制度がより良いものになるよう、ご協力をお願いします。

【会長】

それでは、案件1「こども誰でも通園制度の実施に伴う認可について」に入ります。冒頭にありましたように、制度概要について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

参考資料2に基づきこども誰でも通園制度の制度概要について、説明させていただきます。

2ページをご覧ください。こちらには、こども誰でも通園制度の概要をお示ししており、中段の点線囲みにありますように、就労要件を求めておらず、保育所等に通っていない乳幼児を対象に、保育施設等で過ごせる環境を提供するもので、下段のスケジュール右端にありますように、令和8年4月から子ども・子育て支援法に基づき、新たな給付制度として全国で実施されます。

本市では、令和7年7月から渚西臨時保育室で同事業を実施するなかで、乳児等が定期的に他の子どもや大人との関わりを持つことが育ちに繋がっていることやニーズ等を確認しており、また、待機児童の状況なども踏まえながら、令和8年度に4施設で実施していく予定としております。

3ページは、令和7年度と8年度以降の比較表となっており、上段から3つ目の「利用可能時間」については「10時間」、続く「補助・公定価格等」については年末に改定があり、のちほど説明いたします。また、下段にありますとおり令和8年度以降はこども誰でも通園制度に特化した研修の実施が求められております。

続きまして、4ページでは、こども家庭庁がこども1人あたりの基本単価について、0歳児は1,700円、1歳児・2歳児は1,400円とすることを年末に示され、いずれも昨年度より改善されております。加算メニューも昨年度より充実していますが、詳細は示されておられません。

次の5ページから6ページにかけては、国が開発した「こども誰でも通園制度 総合支援システム」のイメージとなっており、下段中央にありますように「予約管理」や「データ管理」、「請求書発行」といった機能を備えており、令和8年度以降、原則として本システムを

活用することが必須となっております。

6 ページでございますが、こちらでは縦軸に「利用者」、「事業所」、「市区町村」を、横軸にシステムに関連した手続きを並べて、表中に一連の手続きの流れをお示ししております。まずは、左上にありますように、利用者（保護者）が保育施設等を利用していないことを、市に「利用申請」し、市から「利用認定」を受け、そののち、利用者がシステムに情報登録したうえで、希望する事業所と日程調整のうえ「面談」を行います。面談後、予約日時に利用されたら、事業所（実施施設）から市に請求を行うといったフローとなっております。

7 ページについては、本認可審査部会の位置づけとして、こども誰でも通園制度の「認可及び確認の事務において想定される事務フロー」を示しております。中央の点線囲みの「認可に係る意見聴取」が本日、委員の皆様をお願いしております審議となります。

最後に、8 ページでございますが、上段に直近の、下段に本日以降のスケジュールを記載しております。本日の審議を経まして「認可」を行い、3月上旬から利用申請に対応し、4月から受入れを行っていく予定としております。

以上、簡単でございますが、制度概要と本認可審査部会の位置づけについての説明とさせていただきます。

【会長】

ただ今、事務局からこども誰でも通園制度の概要について、説明がありました。この後、この制度を新たに実施する施設の認可について審議いたしますが、委員の皆様からご質問などございませんでしょうか。

【会長】

5 ページのところで、システムについて国が開発したシステムを活用することが必須となります。プラットフォームは国が作るということですがけれども、この運用保守事業者は、どういう形で決められていくのか、そしてその事業者がどういったメンテナンスをしていくのか、例えば不都合があった場合は、市町村と運用保守業者との関係はどのような形になるのでしょうか。

【事務局】

国が運用保守事業者と契約する形になっておりますので、直接運用保守事業者と市でやりとりをするというよりは、一旦集約をさせていただくような形になると思います。現時点でも、6 ページの手続きについて、細かなところまで国はまだ決め切れていない部分がございます。枚方市としましても、利用の方法を工夫してありまして、この日のこの時間帯に使用したいという個々の申込のある一時預かり事業と同様の対応をこのシステム内でやると、扱う件数が増えて煩雑となり、トラブルにつながることも想定されることから、定期的にお子さんをお預かりすることで、システムで扱う機会を調整して、トラブル自体を防ぐという運用を想定しております。

【会長】

利用者、行政、事業者の三者が円滑にコミュニケーションを図って制度が進んでいかないといけないと考えています。

その視点では、システム上でいろんな不都合とかいろいろ出てくるのが想定されます。そうなった場合にやはり、システムをうまく回していただくだけではなくて、アナログ的な方法

も用意しておかないと、混乱することになると思います。

国もその辺りについて覚悟を持って作っていかねばならないと考えます。地域との関係を考えて、システム業者を1社に指定するよりも、色んな業者が色々と努力していくっていう方がいいのではないかと思います。自治体としては、アナログ的な側面についてもフォローアップしていくことが大事になりますので、その点もこれから進めていただけるようお願いをしたいと思います。

また、「こども誰でも」と言っていますが、誰でも利用できるわけではないです。いわゆる子ども・子育て支援制度を利用している人は利用できないわけですからね。そういう制度を利用していない人の中で、月に10時間、4週あるとすると1週間で2.5時間しか使えません。そうすると、何ができるかということになってくるんですね、この制度だけでしたら。

私見になりますが、2ページ目の図を見ると、この制度が乳児・3歳未満に限定されていますので、利用者を幼稚園へ接続する流れになっていくことを想定していると考えられます。子ども・子育て支援制度を利用していきますと図では上にある1号2号3号認定を受けて、保育所や認定こども園を5歳まで活用することになります。

この制度を使ってない残りの人たちが、レスパイトなどの理由でこども誰でも通園制度を利用できます。一時保育事業や、園独自で預かりサービスを展開していったら、利用者がうまく組み合わせれば、ずっと1週間預かるということも可能になってきます。その一部がこの制度ということになっていると思います。事務局いかがでしょう、間違っていますか。

【事務局】

おっしゃる通りです。この2.5時間だけでは十分ではないという点については、国も令和7年度は10時間で実施されて、令和8年度はどうするかと審議会で検討され、最終10時間に落ち着いています。今後10時間よりも拡充していく方向も示唆されています。枚方市でも試行実施した中で、10時間で不足だという声があり、時間数を増やすことも考えたいところですが、国の財政措置等は10時間が最大となりますので、制度上可能な範囲で対応していきたいと考えております。また、先ほどおっしゃっていただいたように一時預かりとの連携について、枚方市内では、特に子ども・子育て支援法に基づく一時預かり事業実施施設が多く、16か所ありますのでそういったところに接続していくことも想定しています。

【委員】

先ほど、システム業者が1社になっているという話がありましたでしょうか。

【会長】

運営保守事業者としか書いていないので、1社のみか複数社の合同体かは不明です。

【委員】

システムの互換性について、他の事業者も使えるようなシステムになっているのでしょうか。

【事務局】

このシステムについてはどのような経過で業者決定に至ったかは不明ですが、関連事業でデジタル庁やこども家庭庁がシステム開発をする場合には、仕様書を定めて、入札形式でされていますので、その中で、数社の合同体になるのか、1社が選定されているものだと思います。

ます。仕様は国としてもきっちり把握しておかないと、おっしゃっていただいたとおり互換性の課題があるので、そのような流れで対応されているのかなと認識しております。

【委員】

利用料についても、物価上昇等の影響もありますので、多少上げていく方向でも問題ないのではと考えます。

【会長】

そうですね、令和8年度は1,700円ベースになったから十分だということにもならないでしょう。

【事務局】

令和7年度は0歳児の補助基準額が1,300円でしたので、400円のアップとなっています。令和6年度に遡りますと、どの歳児も補助基準額が950円でした。経過としましては、これまで団体や自治体から様々な意見があって、持続可能な制度にするのであれば、相応の対応が必要となり、この基準額まで上昇しています。今後の方向としては、物価上昇や人件費高騰などを見極めながら上がっていくものと考えられます。

【会長】

令和8年度の国予算で349億円と示されていますが、この規模で全国展開して実施できるのかと思います。

【事務局】

国の予算も、衆議院解散を受けて、暫定予算で進む形となると想定されます。この制度は給付制度で、給付ではこれまでも予算が不足すれば補正を組んで対応されていますので、委員の皆様がおっしゃっていただいたとおり、利用率や人件費の上昇が高ければそういった対応になってくるかと考えています。

【会長】

それでは「ひかりのみねこども園」に係るこども誰でも通園制度の実施に伴う認可について、パソコン操作を含め、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

各施設の審議に先立ち、「参考資料3 市内施設位置図」にて、審査対象施設の立地等を説明します。

令和8年から実施を予定している施設は4施設で、「1. 私立施設」にあります幼保連携型認定こども園であるひかりのみねこども園と第2長尾保育園、楠京阪幼稚園の3園が審査対象となります。「2. 公立施設」にある「渚西臨時保育室」については、令和8年度も継続して実施することとしております。定員や歳児内訳については、後ほど説明しますので、割愛させていただきます。

次に、「市内施設位置図」をご覧ください。本市では保育提供区域として枚方市域を北部、中部、南部、東部の4エリアに分けており、ひかりのみねこども園と第2長尾保育園は東部エリア、楠京阪幼稚園と渚西臨時保育室は中部エリアに位置しています。

令和7年度に渚西臨時保育室で試行実施した際には、他のエリアからも多くの利用がありましたので、令和8年度当初はこの4施設で各エリアからの利用者の受入れを行う予定としております。

続きまして、各施設の認可申請書類を確認いただくにあたり、パソコンの操作説明をさせていただきます。

(パソコンの操作説明)

【事務局】

それでは、「ひかりのみねこども園」について説明させていただきます。水色紙ファイルの「ひかりのみね」というインデックスのページを、お開きいただけますでしょうか。

最初に「施設紹介資料」でございますが、ひかりのみねこども園は、市域東部に位置し、長年保育所として運営され、令和7年4月に認定こども園に移行しております。誰でも通園制度の事業開始予定は令和8年4月となっており、運営方法については4か月単位で曜日や時間を固定し、連続して利用いただく「定期利用」にて、午前中に運営していく予定です。利用者は毎週同じ時間帯に園に来て、午前中 2.5 時間×月 4 回で1月あたり 10 時間を利用されます。

歳児別の利用定員については、表記のとおりで予定しており、職員体制の関係から曜日単位での入替えを行う可能性がございます。

続きまして、「認可審査表」をご覧ください。こちらは、各施設から提出された申請書類について、基準条例や関係法令に照らし、事務局で確認した職員配置や施設・設備基準、土地・建物の所有関係、運営に関する事項等について、整理したものでございます。

基本事項としまして、設置主体は、社会福祉法人恵裕会（けいゆうかい）が、幼保連携型認定こども園である「ひかりのみねこども園」を運営されております。

各日の最大利用定員は、0歳児：6名、1歳児：9名、2歳児：10名で、週5日のなかで、歳児ごとに分けて受入れを行う予定としており、職員配置については、各日2名以上の配置が必要となっております。

なお、こちらでは保育所等に通っていない子どもを半日または1日単位で預かる「一時預かり」を実施しており、基準上は1名でも対応可となります。

次に、その下の確認事項でございますが、1. 職員については、基準上必要な職員数は2名となっており、職員は各日2名配置されることを確認しています。また、配置される2名のうち半数の1名は保育士資格を有し、残りの職員は子育て支援員研修を修了しておりますので、要件を満たしています。

2. 設備の基準については、インデックスを貼っている平面図をご覧ください。2階の子育て支援室（30.00㎡）で実施し、現地調査にて、0歳児、1歳児、2歳児それぞれの最大受入れ時でも必要面積が確保されること、各種設備が備わっていることを確認しております。

3. 保育室等を2階以上に設ける場合についても、条例上の要件を満たし、問題がないことを確認しております。

お手数ですが、「認可審査表」にお戻りいただき、4. 土地・建物の状況および5. 提供時間についても、表記のとおり問題ございません。

6. 運営規程について、本市が条例で求める重要事項が明記され、就業規則が適切に作成されていることを確認しております。

7. 児童福祉法第34条の15第3項に規定する事項について、法人に必要な経済的基礎があること、経営者、幹部職員の経歴等について提出書類にて確認しております。

続きまして、「認可申請書 兼 実施計画書」について、説明いたします。

「実施計画書」の1. 基本情報の(3)区分にありますように、「一般型」の専用室独立型で実施することとしており、通常クラスと別に専用室を設け、専任の保育士を配置いたします。

続きまして、(7) 利用料については国基準と同額、(8) キャンセル料については、前日17時まではキャンセル料を徴収いたしません。

2. 職員配置等に関する調書の(2) 職員の配置状況について、専任の職員としては保育士2名と子育て支援員1名をローテーションで配置されています。

次に、「運営規程」について説明させていただきます。こちらには条例に規定する重要事項である利用の開始・終了に関するルールと留意事項、苦情対応や秘密の保持などといった11項目が定められていることを確認しております。最終ページの別表1に、利用料やおやつ代、キャンセル料、延長料金といった利用者負担金を記載しております。なお、生活保護世帯や非課税世帯は利用料の減免を行う予定としております。

最後に、参考としまして、紙ファイルの最後に「支援計画」を添付しておりますので、ご覧ください。こども誰でも通園制度では、支援計画や記録を作成することとなっており、歳児別に計画を立てることとなっております。また、保護者との事前面談と重要事項の説明が必ず必要とされておりますので、支援計画を説明用の資料に反映して、事前面談・説明の際に保護者に示してまいります。

以上、「ひかりのみねこども園」の説明となります。

【会長】

はい、ありがとうございました。ただいま事務局からひかりのみねこども園についての説明がありましたが、何かご意見やご質問はございますでしょうか。

設備のところで、利用するお部屋が2階の子育て支援室となっております。この子育て支援員室には保育室の機能が備わっているのですか。

【事務局】

備わっております。

【会長】

トイレとは2階の園児用トイレを使うことになりますか。

【事務局】

メインとしてはそうなります。まず、今回お預かりする子どもは乳児等になっておりまして、おむつが取れてない利用者や、少なくとも大人が付き添いながらトイレに行く形になっています。

一番近いトイレは確かに年齢が上のクラスの子のトイレになりますので、大人が付き添って対応することになります。設備的な面で若干の課題はあるものの、人的なフォローをすることで、クリアできるものだと考えています。

【会長】

私は反対にクリアできないのではないかと考えて質問しています。というのは、おまるを置いたりするスペースがこのトイレにあるかということと、調乳室がないことが気になります。

2時間半預かるとしても、乳児の利用であれば調乳のことも考えないといけないんですね。それに対しては、料金にも載っていなかったですし、持参するという規定も見当たらないのですが、どこかに記載はありますでしょうか。

【事務局】

2.5時間という限られた時間になりますので、前提として、本市のこども誰でも通園制度におきましては食事を提供しないといった運用をまず徹底しています。アレルギー対応も、常時在籍をしている在園児さんとは違って、短期間だけ来られるお子さんとなります。アレルギーは随時更新されていくものなので、なかなか把握が難しいところで、令和7年度の公立施設においても、食事の提供はしないというルールにしておりました。その中で、令和8年度も同じような運用を考えており、今回の私立3施設でも共通としております。

ただ、水分補給等が必要になる場面があると思いますので、水筒やマグマグにお茶やお水を入れてお持ちいただいて、それを預かって子どもたちに提供するという形での運用も考えています。

【会長】

食事の概念は乳児と幼児で異なると考えます。乳児が3時間おきの食事とすると、2時間半というのは、非常に微妙な時間です。やはり乳児を中心とした事業展開をするのであれば、その部分の運用についてもきちっと入れておくべきだと思います。

ただそうすると、2階から1階へ既存の調乳室を利用すると想定すると、職員が2人しかないときに、人員が足りるのかといった配慮も、乳児さんを預かるときには必要になってくることです。

例えば、1人多く配置することは到底できないと思いますので、そういったときに、施設側としてどういった対応策、例えば、園長がちょっと見に行く、または主任や他クラスの子育て支援員が行くなど、そういった対応ができるのかどうかは確認をしておかなければならないと考えます。

【事務局】

おっしゃっていただいている点につきまして、1階の平面図をご確認いただくと、一時預かり室、その横に0歳児室と1歳児室があって、0歳児と1歳児の保育室の間に調乳室やトイレがある形状になっています。

一時預かり事業は、週5日でずっと対応されているので、そちらの職員がヘルプに行かれることも確認しておりますし、一時預かり事業責任者でもある保育主任もサポートに駆けつけることも施設からヒアリングで確認しておりますので、大丈夫だと思います。

【会長】

キャンセル料の750円という規定がありますが、精算基礎は何ですか。

【事務局】

現状、1時間300円という標準額だけが決まっております。枚方市では2.5時間で実施いたしますので、300円×2.5時間の750円を頂くことにしております。キャンセル料につきましては、人員を施設が充てているなか、利用直前にキャンセルされても支障がありますので、こういった場合に利用料と同額をいただくといった形を考えております。

【会長】

既存の施設の使っていないスペースを活用されることになるかと思えます。整備時は何か目的があって設けていたのではないかと思えますが、不都合はないでしょうか。

【事務局】

子育て支援室につきましては、子育て支援事業を午後を実施されていますので、午前中は空いているスペースになります。

一方で、こども誰でも通園制度は午前のみ利用となります。この園は、枚方市内で一番長い期間一時預かり事業をされていますので、そういった人的資源や建物を有効活用しながら運営されたいという意向で運営されているものでございます。

【会長】

それでは、「ひかりのみねこども園」に係るこども誰でも通園制度の実施に伴う認可についての質疑は、以上とします。

続いて、「第2長尾保育園」に係るこども誰でも通園制度の実施に伴う認可について事務局から説明をお願いします。

【事務局】

続きまして、「第2長尾保育園」について説明させていただきます。先ほどの「ひかりのみねこども園」と共通する部分は適宜割愛しながら進めてまいります。

ファイルの「第2長尾」というインデックスのページを、お開きいただき、1枚めくって「施設紹介資料」から説明させていただきます。

第2長尾保育園は、市域東部に位置し、長年保育所として運営され、令和7年4月に認定こども園に移行した施設で、事業開始予定や運営方法は先ほどと同じで、歳児別の利用定員については、表記のとおりで予定しております。

続きまして、「認可審査表」をご覧ください。基本事項としまして、設置主体は、社会福祉法人長尾会（ながおかい）が、幼保連携型認定こども園「第2長尾保育園」を運営されており、こちらも「一時預かり」を実施しております。

各日の最大利用定員は、0歳児：3名、1歳児：5名、2歳児：5名で、週5日のなかで、歳児ごとに分けて受入れを行う予定としており、職員配置については、配置基準上原則2名以上の配置が必要です。

次に、その下の確認事項でございますが、1. 職員について、職員は各日2名以上配置されることを確認しており、配置予定の職員全員が保育士資格を有し、要件を満たしています。

2. 設備の基準については、インデックスを貼っている平面図をご覧ください。1階の1・2歳児午睡室（68.64㎡）で実施し、現地調査にて、0歳児、1歳児、2歳児それぞれの最大受入時でも必要面積が確保されること、施設内に各種設備が備わっていることを確認しております。

お手数ですが、「認可審査表」に戻っていただき、4. 土地・建物の状況については法人理事長等が所有し、5. 提供時間も、記載のとおり問題がなく、6. 運営規程では、本市が条例で求める重要事項が明記され、就業規則が適切に作成されていることを確認しております。

7. 児童福祉法第34条の15第3項に規定する事項について、法人に必要な経済的基礎があること、経営者、幹部職員の経歴等について提出書類にて確認しております。

続きまして、「認可申請書 兼 実施計画書」でございますが、「実施計画書」の1. 基本情報(3)区分では、ひかりのみね同様、「一般型」の専用室独立型で専用室、専任職員を配置することとなりまして、(7)利用料(8)キャンセル料についても、先ほどと同じです。

2. 職員配置等に関する調書の(2)職員の配置状況について、専任の職員としては保育士2名をローテーションで配置されています。

次に、「運営規程」には、条例に規定する重要事項がそれぞれ定められ、最終ページの別表1に、利用料や保険料、キャンセル料、延長料金といった利用者負担金を記載しており、減免の取扱いは先ほどと同じです。

最後に、「支援計画」でございますが、表記のとおり歳児別に計画を立てられており、保護者との事前面談と重要事項の説明の際に保護者に示していくこととしております。

以上、「第2長尾保育園」の説明となります。

【会長】

はい、ありがとうございました。ただいま事務局から第2長尾保育園についての説明がありました。何かご意見やご質問はございますでしょうか。

午睡室には保育の機能は十分あるということで理解してよろしいでしょうか。午睡室の横に0歳児の保育室がありますので、部屋の仕様が少し違うのかなと思いました。

【事務局】

こちらの施設では、それぞれの歳児ごとに、大分ゆとりを持ったレイアウトをされていて、保育室の機能を備えながら、午睡をするだけのお部屋、専用室といった形を取っており、上の歳児も含めて保育士の負担軽減のために、そういう運用をされています。保育室としての機能は十分備えていると事務局としては考えております。

【委員】

午睡のお部屋について、今までは午前中ほとんど使っておられないということですか。

【事務局】

基本的には午前中使われておらず、何か園の行事で、外部講師等呼んで何かする際に、第3～4遊戯室のようなイメージで使われることはあったと確認しており、園からも今後はこちらの事業のために有効活用したいと仰っております。

【委員】

これまでこの部屋を使っていた子どもたちにしわ寄せがくるということはないですね。

【事務局】

ないものだと考えています。

【会長】

ゼロであって欲しいと思いますけれども、ある園では午睡を午前10時半からしているところもあると聞いております。それはなぜかという、夜寝る時間が遅く、朝早く起こされて保育所に来るということで、もう午前中で子どもが疲れ切ってしまうことから、午前中に午睡時間を設けている。そういった子どもの状況に合わせたところもあるので、絶対影響がないかという、そうではないです。

子どもの午睡というのは、午前10時半か11時くらいから寝たりもします。

保育活動をしているときに、午睡を取るとなると、別の部屋で、となってきたりする。そ

うするとやはりこういう午睡室を設けているメリットが非常に高いですよ。その場所をこの事業で使ってしまった方がいいのか。今の親御さんの生活リズムが変わってきており、午睡は午後ばかりではないです。

【事務局】

園には午前中は空いていますと聞いていたのですが、会長のおっしゃられたとおり、親御さんの生活リズムの中で、子どもが午睡を求める時間も違うでしょうし、そこで、そういった場合にどういう対応されているのかについて改めて確認をしておきます。

【会長】

運営規程について、先ほどの園と全く同じような感じになっています。

これはそれぞれの園がそれぞれ規則集を作って、例えば、第三者委員だとか、虐待だとかに対しては、園独自のマニュアルとか規定というのはあったと思います。全く一緒でいいのでしょうか。

【事務局】

本市から11月以降に意向調査をかけているというスケジュールの中で、国や市も求めている項目や内容を一旦市からお示しをさせていただかないと間に合わないといったところもございまして、市から参考送付させていただいたものに基づき各園で作っていただいています。独自性は薄くなっていますが、各園のマニュアル類については別途お示しさせていただいております。こども誰でも通園制度が12月になっても基準額等がまだ示されてなかったなので、運営規程も、特色の薄いものになってしまっているといった事情がございます。

【会長】

それぞれの理事長や法人の運営方法についてのお考えもあるでしょうし、先生方の専門性の発揮の仕方もいろいろあると思います。

各園それぞれが違ってきて当然のことなので、マニュアルが全く同じっていうのは、どうなのでしょう。よろしいのでしょうか。事情は非常によくわかる話であります。実際に運営をやられるときは、その園の先生方がされますし、申し込まれた方々が利用するわけですので、全部同じということはないでしょう。

【事務局】

運用にあたっては、今も両園とも一時預かりを実際にされていますので、その実際の対応については一時預かりに寄せながら、運営や説明を進めていかれることになると考えております。そちらの方で特色が出てきて、2.5時間では足りないですとか、今後もこの家庭にこういう支援が必要だとか、そういう気づきの中で、よりこの制度が広がっていくものだと捉えております。

【委員】

第2長尾保育園の保護者負担金について、保険料が1期の料金となっていますが、こちらはどのような意味ですか。

【事務局】

1期を約4か月間で運用しますので、その分の負担額です。

【委員】

ひかりのみねこども園は保険料の負担がなしですか。

【事務局】

園で負担されると伺っております。

【委員】

楠京阪幼稚園は1回あたり50円ということですか。

【事務局】

その通りです。それぞれ加入される保険が若干違うというところもありますが、すでに実施されている他の事業も施設ごとにありますので、そういった中で整合をとられて、こういう料金設定とされています。

こちらに書いてあるからには、こういった形の保険に入ります、補償を受けられます、またその他のものについても実費をいただくメニューは保護者にきちんと説明しながらやってくださいとお伝えしています。ここはどうしても事業者の経営に関するところになってくるので、実費等の負担についても利用者にはしっかり説明をすれば、設定できるルールになっていますので、その差異が出ているものです。

【委員】

第2長尾保育園はおやつを出さないということですか。

【事務局】

第2長尾保育園では、保護者負担額はありません。

【会長】

空調に関する費用もなしですね。

【事務局】

こちらは全館空調で、料金を設定していません。楠京阪幼稚園は運営上そういう設定をされると伺っております。

【委員】

保護者負担額について、市として上限を定めているものはないですか。

【事務局】

市としては上限を定めていません。利用料の標準額である1時間300円に加えて実費等を徴収することができます。公立では、50円のおやつ代以外はいただいていません。

【委員】

実施する施設が増えてきたときに、もちろん保護者が選ばれるでしょうが、利用者負担金が判断材料としては大きいと考えます。

【事務局】

利用者負担額につきましては、令和8年度に始めるに際してこれで設定させていただいて、競争が出てくる中で、その都度見直しを、園の方で実施する形になります。

【会長】

他にご質問ございませんでしょうか。

それでは、「第2長尾保育園」に係ることも誰でも通園制度の実施に伴う認可についての質疑は、以上とします。

続いて、「楠京阪幼稚園」に係ることも誰でも通園制度の実施に伴う認可について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

続きまして、「楠京阪幼稚園」について説明させていただきます。先ほどまでと共通する部分は割愛しながら進めてまいります。ファイルの「楠京阪」というインデックスのページを、お開きいただき、1枚めくって「施設紹介資料」から説明させていただきます。

楠京阪幼稚園は、市域中部に位置し、長年幼稚園として運営されております。4月にトイレ改修等があり、事業開始は令和8年5月を予定しております。運営方法は先ほどまでと同じ、原則4か月単位の「定期利用」で、歳児別の利用定員については表記の予定です。

続きまして、「認可審査表」をご覧ください。基本事項としまして、設置主体は、学校法人城地学園が、「楠京阪幼稚園」を運営されております。

最大利用定員については、木曜日と金曜日に0歳児と1歳児とを受け入れる予定で、週4日の実施、職員配置については2名以上の配置が必要となっております。

次に、その下の確認事項に入らせていただきます。

1. 職員について、職員は各日2名以上、最大4名配置されることを確認しており、配置予定の職員全員が保育士資格を有し、要件を満たしています。

2. 設備の基準については、インデックスを貼っている平面図をご覧ください。1階職員室横の居残り室(62.8㎡)で実施し、現地調査にて、最大受入時でも必要面積が確保されること、施設内に各種設備が備わっており、必要に応じて更新することを確認しております。

お手数ですが、「認可審査表」に戻っていただき、4. 土地・建物の状況および5. 提供時間も、記載のとおり問題がなく、6. 運営規程では、本市が条例で求める重要事項が明記され、就業規則が適切に作成されていることを確認しております。

7. 児童福祉法第34条の15第3項に規定する事項について、法人に必要な経済的基礎があること、経営者、幹部職員の経歴等について提出書類にて確認しております。

続きまして、「認可申請書 兼 実施計画書」について、説明いたします。1枚めくっていただいて、「実施計画書」の1. 基本情報の(3)区分にありますように、「一般型」の専用室独立型で専用室を設け、専任職員を配置することとなり、(7)利用料(8)キャンセル料も、先ほどと同じです。

2. 職員配置等に関する調書の(2)職員の配置状況について、専任職員としては保育士2名以上をローテーションで配置されています。

次に、「運営規程」には、条例に規定する重要事項がそれぞれ定められ、最終ページの別表1に、利用料や保険料、おやつ代・教材費・空調費、キャンセル料、延長料金といった利用者負担金を記載しており、減免の取扱いは先ほどと同じです。

最後に、「支援計画」でございますが、表記のとおり歳児別に計画を立てられており、保護者との事前面談と重要事項の説明の際に保護者に示していくこととしております。

以上、「楠京阪幼稚園」の説明となります。

【会長】

この平面図には園全体の平面図が入っているわけではないですね。

【事務局】

この事業で活用する部分の図面を添付しており、園全体の図面ではございません。

【会長】

幼稚園で3歳以上の利用ということは、この園では一時預かり事業なども実施していないということですね。

【事務局】

2歳児については預かり保育を実施されており、平面図の表記では5歳児保育室「ぱんだ」や2階以上の部屋を活用しています。恒常的にされているわけではなく、プログラムの随時実施されている形になります。

【会長】

幼稚園も園児確保のために、2歳児の受入など色々なメニューを実施するなど努力されています。その辺りを資料上で明記していただけるとわかりやすいと感じました。

【委員】

この施設は、火・水曜日に2歳児を6名ずつ受け入れており、力を入れていると感じます。木・金曜日に0・1歳児を合同で受け入れようとしています。他の施設は、曜日ごとに歳児を設定されているので、その方が受入しやすいのではないかと感じますが、いかがでしょうか。

【事務局】

事前に市と施設で調整する中でも、曜日別に各歳児のクラスを組む方がよいかと伝えておりますが、幼稚園の夏休み等や祝日が重なることから、他の曜日と比べて開設日が少なくなる月曜日を外した運用とされています。市として市内でニーズが高い0歳児について安全に十分配慮した上で受入を実施することで調整してきた経過もありまして、このような受入枠の設定になったもので、0歳児と1歳児と一緒に受入れる木・金曜日については、職員配置を有資格者で4人と手厚く配置をされる計画になっております。

また、どの施設にも共通するのですが、親子通園が初回にありまして、面接だけで終わるのではなく、親御さんにも一緒に来てもらって、親御さんもしっかりフォローして関係が築けるようにしていただくよう伝えております。

【委員】

図面上の、居残り室という名称はどこかのタイミングで変更になるのでしょうか。

【事務局】

竣工図面上はそのように明記されておりますが、現状は違う名称で運用されています。

【会長】

最後にお聞きしたいのですが、1か月に10時間という設定をしており、どの園も延長した場合には延長料金を取るという形になっています。対象となる延長時間について上限はあるのでしょうか。

【事務局】

園の運営に関するところで、今のところ時間の上限設定はないのですが、ひかりのみねと第2長尾については一時預かりを実施されていますので、午後はこの事業に接続していく形になると考えられます。

運用を想定すると、一時預かり事業の午後区分が1時スタートなので、延長時間については最大30分～1時間程度になってくると見込んでおります。楠京阪幼稚園については、午後3時以降でお部屋を使う形になりますので、運用上ではその時間までが最大になると見込

んでいます。

【会長】

こども誰でも通園制度自体は 2.5 時間という制限をもって実施するけれども、延長利用を活用して 1 日中預けることができる。そうするともうその月は使えないのか、それとも、延長料金で受けたうえで園独自の事業として別枠で受入を行うことも可能になる。

そうしたときに 1 か月の上限 10 時間という設定が、ないがしろになっていく可能性も十分あるというところで、保護者の方々の制度利用についての認識をしっかりとっていただく必要があります。保護者が延長利用をできると考えてしまうと、どんどんなし崩し的にいろんな課題が出てきたりしてしまうのではないかと思います。その辺りの対策についてはどのように考えておられますか。

【事務局】

本市では定期利用で 4 か月間預かるので、月 4 回利用と見込むと 1 期で 16 回預かることになります。保護者にも 16 回以上会うことにはなるのですが、その中で、しっかりルールを徹底していきますし、国の運用ルールでも給付の対象時間を超えた部分については、自主事業の扱いになるので、まずは月 10 時間上限の誰でも通園制度、それ以降については民間のサービスの中で、解消していく流れになりますので、そういった説明をしっかりとしながら、費用負担についても整合を取りながら、持続的なサービスとして検討していきたいと考えております。

【会長】

やはり一定の上限が決まった制度なので、なし崩しになってしまうと色々な問題が出てきてしまうと考えます。延長料金を取らなければ、話は別だと考えますが。例えば、2.5 時間の利用後に 7 時間の延長利用なども発生する可能性が出てきてしまいます。10 時間の上限が終わってしまったからといって、園独自の制度で、預かりを実施していくと、子ども・子育て支援制度とは何だったのかという話にもなります。

【会長】

他にご質問ございませんでしょうか。

それでは、「楠京阪幼稚園」に係るこども誰でも通園制度の実施に伴う認可についての質疑は、以上とします。3 施設分の審議が終了いたしましたので、案件 1 についての審議は以上といたします。

続いて、案件 2 幼保連携型認定こども園への移行に伴う認可について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

令和 7 年 8 月 26 日にご審議いただきました、保育所（園）および幼稚園からの認定こども園に伴う認可（令和 8 年 4 月）につきまして、先日、審議対象の 8 園全ての認可手続きが完了いたしましたので、ご報告いたします。

委員の皆様におかれましては、事前の資料確認から当日のご審議に至るまで、多大なるご尽力を賜り、誠にありがとうございました。

【会長】

ただ今、事務局から幼保連携型認定こども園への移行に伴う認可についての説明がありま

したが、ご意見、ご質問などございませんでしょうか。

【会長】

特に意見がなければ、幼保連携型認定こども園への移行に伴う認可については、以上とします。

次に、「その他」として、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

今後のスケジュールについてお伝えいたします。

本日ご審査いただきました案件のうち、「案件1 こども誰でも通園制度の実施に伴う認可」につきましては、委員の皆様からいただきましたご意見、ご質問を踏まえ、今後、認可に向けて事務局で手続きを進めてまいります。

認可の結果につきましては、改めて委員の皆様にもお知らせさせていただきます。なお、調整が必要なものにつきましては、会長に一任していただく形で進めさせていただければと考えております。

また、本日の会議録につきましては、事務局で案を作成したのち、皆様にメールまたは郵送で確認を依頼させていただきます。その後、皆さまのご意見を反映し、会長と調整したうえで内容を決定しまして、会議録とさせていただきますので、よろしくお願いたします。

最後になりますが、本日の案件資料につきましては、広く公表していないものもございますので、机の上に置いてお帰りいただきますよう、お願いします。以上でございます。

【会長】

事務局からの説明について、何か、質問等がありますか。

本日、予定していました案件は全て終了しました。なお、本日のご意見で事務局との調整が必要なものについては、会長の私のほうに一任させていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

【会長】

ありがとうございました。それでは、事務局におかれましては、本日委員の皆さまからいただいた意見を参考に認可に向けた手続きを進めていただきたいと思います。これをもちまして、令和7年度第2回 枚方市社会福祉審議会 児童福祉専門分科会 児童福祉施設認可審査部会を終了いたします。お疲れ様でした。